

第二章 解釈改憲のからくり その2

—— 憲法前文の平和主義の切り捨て

■はじめに

第一章に申し上げた「昭和47年政府見解の読み替え」が、解釈改憲の「違憲」論点、つまりは、「解釈改憲のからくり」の核心であり、根本にあるものです。なぜなら、この「読み替え」は憲法9条の解釈そのものをひっくり返してしまうものだからです。他方、実は、からくりはこの他に「憲法前文の平和主義の切り捨て」と「立法事実のでっち上げ（不存在）」の二つがあります。

それらを順にご説明しましょう。そのどれもが、「昭和47年政府見解の読み替え」と同様に、こんなことができるのだったら、どんな憲法の条文であっても好きなように解釈改憲ができてしまう、かつて世界で最も先進的だった立憲主義に基づくワイマール憲法を骨抜きにした「ナチスの手口」も真っ青の「安倍総理の手口」です。

1. 憲法前文の平和主義の効力

(1) 「憲法9条は平和主義の理念の具体化」、「平和主義は憲法9条の解釈上の指針

最初は、「憲法前文の平和主義の切り捨て」という手口です。日本国憲法は平和憲法だと言われていますが、それは、憲法前文と憲法9条がセットでそのように言われているのです。憲法9条には戦争の放棄や戦力の不保持などが書いてありますが、その理由である、なぜ、戦争を放棄し、なぜ、戦力を保持しないこととするのか、言い換えれば、「なぜ、戦争の対極である平和でなければいけないのか」、「日本国民はどのような平和を求め、それを保持する決意を持っているのか」などについては、憲法の前文にのみ書いてあるのです。

そして、この憲法の前文の平和主義と憲法9条は他の条文にはない非常に

特別な関係、分かりやすく言えば、前文の平和主義は憲法9条のお母さんのような関係にあります。最高裁の判決（昭和34年砂川判決）も、歴代政府の解釈も、「憲法9条は、憲法前文の平和主義の理念が具体化した規定である」と述べてきました。つまり、戦争の放棄などを定めた憲法9条は前文の平和主義の理念がダイヤモンドのように結晶したものだとして理解できるのです。

また、先ほどの昭和47年政府見解の内容の説明の中で（P.023）、「憲法前文にある日本国民の平和的生存権、つまり、日本国民が外国の軍隊の侵略で殺されることのない平和的生存権を持っているのだから、それを守るために、憲法9条のもとであっても、日本国民の生存、生命を守るための自衛の措置だけはできる。そして、外国の侵略から国民を守るための必要最小限度の個別的自衛権の行使だけは許されるが、一方で、まさにそれしか許されないという理由のために、集団的自衛権の行使は違憲とならざるを得ない。」というお話をしました。このように、憲法の前文は憲法の個々の条文を解釈する際にその内容を方向づけ、あるいは拘束する「解釈上の指針としての意味」を持っているとやはり歴代政府は国会で答弁をしてきました。このことは日本国憲法の制定時に文部省が全国の子供達に向けて出した説明本『あたらしい憲法のはなし』（昭和22年8月）にも分かりやすく書いてあります。

憲法前文は「解釈上の指針」

○平成6年10月18日 大出内閣法制局長官答弁

日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っている・・・政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところ

○昭和57年3月12日 角田内閣法制局長官答弁

・・・前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針として、これまた重要な意味を持っている

さらに、最高裁も砂川判決で憲法前文の「日本国民の平和的生存権」という平和主義の法理だけを用いて（昭和47年政府見解などと異なり、砂川判決は憲法13条は用いていません）日本が「自衛のための措置」ができるという考えを導いています。ちなみに、この「自衛のための措置」という文言は、この安保国会から安倍政権が「これが集団的自衛権行使の合憲の根拠となり、最高裁判決も集団的自衛権行使を認めているのだ」というとんでもない主張に利用しているものなのですが、もし、安倍内閣が憲法前文の平和主義を軽んじるのであれば、それは、安倍内閣が安保法制の合憲の根拠としている砂川判決の「安倍内閣としての読み方」——もちろん、憲法論の名に値しない「暴論」です——における唯一の根拠を自ら否定することになります。

文部省『あたらしい憲法のはなし』昭和22年8月2日

…前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするとき、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

(2) 集団的自衛権行使は前文の平和主義と矛盾することはできない

「なるほど、前文は、憲法の条文の解釈を拘束する力があるのか」と驚かれるかも知れません。しかし、そもそも、前文とは、憲法を制定することになった由来や、制定する目的、制定に当たった決意、あるいは、憲法が拠って立つ基本原理などが規定されたものとされています。日本国憲法の三大原理と呼ばれる国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は、すべて前文の中に

基本となる考え方が書かれています。つまり、主権者である国民が憲法を制定する際の最も根本的で基本的な考え方が書かれているものが前文ということになります。（なお、安倍総理は著書の中で前文の一部を挙げて「連合国に対する詫び証文」と述べていますが、これは憲法が何たるかを全く理解していない主張です。）

従って、憲法を制定する目的やそれが拠って立つ基本原理など一番根本的な考えを書いた前文と憲法の条文の解釈が矛盾すると、憲法制定の目的などが実現できなくなったり、国民主権や平和主義などの基本原理の考えが損なわれてしまいます。つまり、条文の間違った解釈でこうした前文の考えを骨抜きにすることができることになってしまいますから、「拘束する力」は当たり前前のことです。

さて、以上のことから、解釈改憲、安保法制と前文の平和主義との関係でどのようなことが言えるのでしょうか。それは、『集団的自衛権の行使というものは、憲法前文の考えと一切矛盾することはできない。もし、少しでも矛盾することがあるのであれば、集団的自衛権行使を可能にした7.1閣議決定と安保法制は、憲法9条の解釈上の指針としての効力を有する前文に違反する「許されない解釈であり、立法である」こととなり、それらは、その前文の考えに拘束される憲法9条に違反するものとして違憲無効となる』ということになります。

2. 憲法前文の三つの平和主義

ところで、安倍内閣を含む歴代政府は、憲法前文には三つの平和主義の考えが書かれているとしてきました。簡単にご説明すると、(1) 国会や内閣という国家権力が戦争を起こすことを許さない決意の国民主権の平和主義、(2) 他国の人々との信頼関係を築くことによって平和を保持する平和主義、(3) 全世界の国民が戦争によって殺されることのない平和的生存権を有することを確認する平和主義です（以下の、前文の太字のところです）。

■日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の